

# 東京都受動喫煙防止条例案 自民党修正案について

～ 弱者を守り、混乱を防ぎ、実効性のある条例制定を ～

施設の類型	法案(国)	自民党修正案	条例案(都)
小学校、中学校、高等学校	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可) ※努力義務	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可) ※努力義務
保育所、幼稚園			敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
医療機関			
児童福祉施設		敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	
行政機関			
バス、タクシー、航空機			
上記以外の多数の者が利用する施設 例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)は規制対象外	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)、かつ全従業員の同意がある場合は規制対象外 ※ 面積等は法案と同基準	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる